

執行停止却下決定に対する声明

平成29年4月11日

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表代行	篠崎 義彦
石木川の清流とホタルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介

平成29年3月30日、長崎地方裁判所において、石木ダム事業認定効力の執行停止申立事件について申立を却下する決定がなされた。

本申立は、石木ダム建設予定地とされているこうばるの住民ら23名が、石木ダム事業認定処分が違憲・違法であり、同事業認定に基づく違憲・違法な工事が早急に着手されるならば、それによって、申立人らの生命身体の安全、総体としての人間の存在そのもの、人格権等を侵害され、且つ、これらの権利が一度侵害された場合その回復は不可能であるとして、事業認定効力の執行停止を求めたものである。

長崎地方裁判所が、申立人らの請求を却下した最も大きな要因は、「現在、工事に着工するめどが全く立っておらず、現に今、申立人らの権利が危険にさらされている」という緊急な状態ではない、ことにある。これは先に私たちが申し立てをした工事差止め仮処分を却下した長崎地方裁判所佐世保支部の判断と軌を一にするものである。

起業者が今なお工事に着工できないのは、これまで、申立人らをはじめとする大勢の市民、県民が、「本件事業の正当性がないこと」を明らかにし、それが世論の支持を得ているからである。その意味で、本件決定は、申立人らのこれまでの運動の正しさと、起業者の悪質さを裏付けるものともいえる。

もつとも、長崎地方裁判所は、「現時点において本件事業認定処分の効力を停止すべき緊急の必要があることを一応認めることはできない」という佐世保支部も認定した事実以外に、あえて「申立人らの主張する損害が、本件事業認定処分により生ずるということはできず」「本件事業認定処分の効力の停止をすることはできない」、また、申立人らの主張する損害は「金銭的な賠償により回復が可能であるから」「重大な損害に当たるということはできない」などを附加している。

しかし、申立人らの権利侵害は事業認定処分それ自体によって生じていることは明らかである。また、申立人らが主張する現実の損害及び将来に亘る継続的損害が金

錢賠償によって回復が可能であるとした点は、「人間の尊厳」の至上性を理解しない誤った判断であるし、そもそもこの認定は、今回の却下決定をする上で明示する必要性が皆無である蛇足的な認定である。

このように、「緊急性がない」として事業の必要性や事業によって奪われる被害の本質と正面から向き合うことを避けた上で、言わずもがなの明らかに誤った認定を加えていることは、当該裁判所が権力にすり寄った判断に終始する姿勢を取っていることを示している。

今回の決定は、諫早湾干拓事業開門阻止事件の判断をしたのと同一裁判所である。諫早事件では、わずかな農業被害を取り上げ、被害金額も認定しないまま、確定判決を差し止める判断を出しているが、この農業被害こそ、金銭で贖える損害である。したがってこの二つの判断は、論理的には明らかに矛盾しており、ただ、「権力にすり寄る」という点でまさしく「首尾一貫」しているものと言わざるを得ない。この二つの事件に対する裁判所の態度によって、当該裁判所が権力にすり寄った偏った立場を取っていることが改めて明らかとなった

ところで、私たちはこれまで、石木ダム事業を中止させることを目的として、運動を開催しており、裁判はその手段に過ぎないことをたびたび確認してきた。最初に述べたように、現時点での本件事業の執行を緊急に停止する必要がないのは、これまでの私たちの闘いの成果である。また、本決定は、本件ダム事業を中止させるという目的達成のために司法が必ずしも最適の手段とは言えないことも明らかにした。したがって、本決定によって私たちの運動や石木ダム事業を中止させるという決意は何ら揺らぐことがなく、かえって、私たちの正当性が確認でき、運動は、今後より広く、より強くなっていく。

私たちは、権力にすり寄る姿勢を示した裁判所の救済を待つまでもなく、石木ダム事業を中止させるために、「石木ダムは不要であり、事業によって失われるものは重大である」ということを全国民の共通の認識とするべく、より広く、より強い運動を開催する決意をここに表明する。

以上